

平成27年8月10日
群馬大学

群馬大学医学部附属病院医療事故調査委員会の設置について

この度、群馬大学長の下に「群馬大学医学部附属病院医療事故調査委員会」を設置しました。

これは、本年3月に公表しました腹腔鏡下肝切除術事故調査委員会報告書に対するご指摘を踏まえ、より客観的な調査を行うため、これまで医学部附属病院に設置していた「腹腔鏡下肝切除術事故調査委員会」と「開腹手術事故調査委員会」を統合し、それぞれの調査を引き継ぐ形で第三者のみから構成する委員会として設置したものです。(委員は別添のとおり)

本委員会では、腹腔鏡下肝切除術に関する追加調査、開腹手術の調査のほか、事故に関与した執刀医の手術全てを対象に事実関係の検証及び原因究明並びに医学的な結論を踏まえた具体的再発防止策について、本年度末を目途に報告をいただくこととしています。

なお、個別事例の医学的、科学的な検証については、関連する学術団体に依頼する予定です。

第1回目の委員会については、8月中に開催予定であり、現在、各委員の日程を調整中です。

末筆になりましたが、ご遺族の皆様には、事故調査の報告が遅れておりますことをお詫び申し上げますとともに、改めてお亡くなりになりました患者様のご冥福をお祈りいたします。

以上

(添付資料)

1. 群馬大学医学部附属病院医療事故調査委員会名簿
2. 群馬大学医学部附属病院医療事故調査委員会規程
3. 附属病院改革委員会と医療事故調査委員会との関係 (イメージ図)
4. 附属病院改革委員会と医療事故調査委員会の役割

群馬大学医学部附属病院医療事故調査委員会名簿

平成27年8月10日現在

氏名	職名	備考
うえだ ゆういち 上田 裕一	奈良県総合医療センター総長	委員長
かい ゆきこ 甲斐 由紀子	宮崎大学医学部看護学科教授	
かつむら ひさし 勝村 久司	患者の視点で医療安全を考える連絡協議会 世話人	
かみや けいこ 神谷 恵子	神谷法律事務所弁護士	
くまもと くにひこ 隈本 邦彦	江戸川大学メディアコミュニケーション学部教授	
ながお よしまさ 長尾 能雅	名古屋大学医学部附属病院副院長 医療の質・安全管理部 教授	

(敬称略, 五十音順)

国立大学法人群馬大学医学部附属病院医療事故調査委員会規程

平成 27. 7. 1 制定

(設 置)

第 1 条 学長の下に、医学部附属病院医療事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第 2 条 委員会は、医学部附属病院における腹腔鏡下肝切除術等の事故（以下「医療事故等」という。）に関連した諸問題を踏まえ、再発防止のために医療事故等の事実関係を調査確認するとともに原因を究明し、その改善策について審議し、学長に報告を行う。

(構 成)

第 3 条 委員会委員は、学長が委嘱する外部有識者 8 人以内をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 4 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(調 査)

第 5 条 委員会は、医療事故等の事実関係を調査確認するために、外部に委託することができる。

(事 務)

第 6 条 委員会の事務は、総務部総務課の協力を得て、昭和地区事務部において処理する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

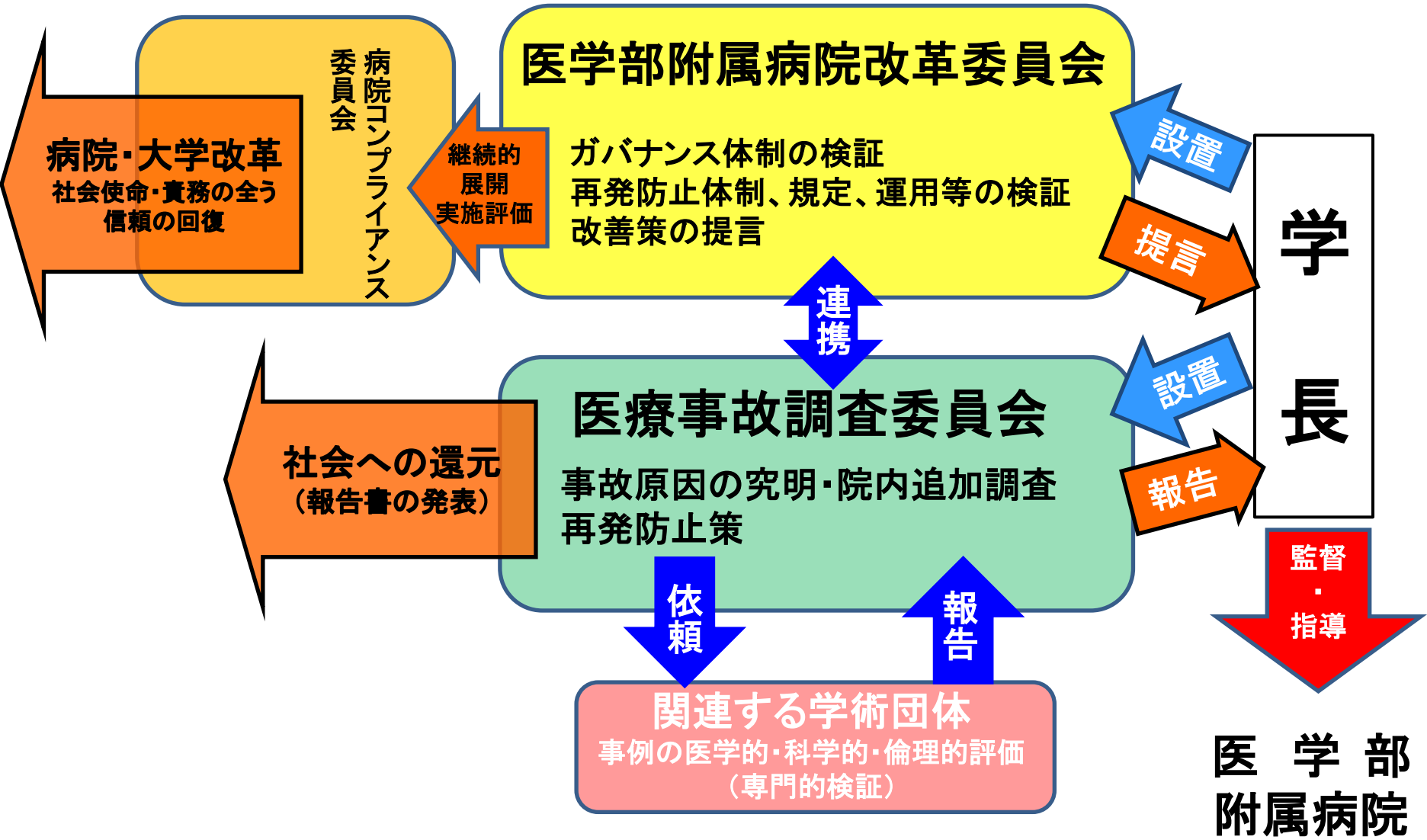
(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附属病院改革委員会と医療事故調査委員会との関係(イメージ図)



附属病院改革委員会と医療事故調査委員会の役割

27.8.10

◇附属病院改革委員会

- ・再発防止のためのガバナンス体制の検証
- ・再発防止のためのコンプライアンス体制の検証
- ・改善策の提言

◇医療事故調査委員会

- ・医療事故における事実関係の検証
(関係者及び遺族からのヒアリング)
- ・医療事故原因の究明
- ・医学的な結論を踏まえた具体的再発防止策の提案